

【研究のお願い】

昨年度から、当院では東近江医師会と協力し、より質の高い医療とケアを提供できる二人主治医制を推進しています。二人主治医制の取組みは、地域医療の推進、勤務医の負担軽減の観点から推進され、院内講演会を実施し、理解を深めてきました。二人主治医制を進める中で当院の通院から訪問診療へ移行する場合、「不安」や「見放された」と感じられます。特にがん終末期患者さんは、治療が継続できなくなり、徐々に症状が悪化し不安を持たれているケースが多くあります。そんな思いを払拭するために、当院とかかりつけ医と二人主治医で診ていくことで「安心」「それぞれの役割が違うのですね」など理解を示していただいている。患者・家族さんの意向に沿った在宅支援を行う上で、丁寧な説明や納得、きめ細やかな在宅チームとの連携が求められます。

がん終末期の患者・家族さんコロナ禍で病院の面会制限などを理由に、在宅療養や在宅看取りの希望が急増しています。がん終末期患者の在宅看取りを見据えた二人主治医制を取り組みの流れを明らかにし、患者・家族さんの意向に沿った支援ができると考えます。

研究目的や研究方法は以下の通りです。情報等の使用について、直接同意はいただかず、このお知らせをもって公開いたします。対象となる方におかれましては、研究の主旨・方法をご理解いただきますようお願い申し上げます。

この研究への情報提供を希望されない場合、あるいは研究に関するご質問は下記の問い合わせ先へ連絡ください。

《課題名》

二人主治医制への地域医療連携室の取組み
～在宅看取りを見据えたがん終末期患者の在宅支援～

《研究対象者》

令和3年7月1日～R3年12月31日に二人主治医制を実施した がん終末期患者

(1) 研究の概要

研究課題名：二人主治医制への地域医療連携室の取組み～在宅看取りを見据えたがん終末期患者の在宅支援～

研究期間：倫理委員会承認後～9月30日

実施責任者：東近江総合医療センター 地域医療連携室看護師長 打越智子

(2) 研究の目的

二人主治医を導入したがん終末期患者さんの在宅支援を行う上で、在宅チームと調整が必要な項目や支援の流れを明らかにする。

(3) 研究の方法

- ① 在宅療養や在宅看取りを希望されるがん終末期患者・家族と面談し、二人主治医制について医師会が作成されたリーフレットに沿って説明する。
- ② 患者・家族の意向、お住いの地域、希望される診療内容や処置などの情報からかかりつけ医、調剤薬局、訪問看護ステーション、居宅事業所等を選定する。

③ 電子カルテから下記の情報を収集し、二人主治医導入時に調整が必要な項目、支援のながれを明らかにする。

- ・性別、年齢、病名、家族背景、介護力、・患者・家族の意向（ACP）
- ・治療方針、在宅医への移行時期
- ・院内複数診療科受診の有無
- ・在宅診療所と患者までの距離（直線 km）
- ・在宅医決定に際し在宅医の受け入れ状況等及び医療機器の契約関連（訪問診療・往診・特定保健材料の取り扱い、専門性等）
- ・在宅療養指導管理の有無（自己注射、在宅中心静脈栄養法、在宅酸素療法、在宅人工呼吸等）
- ・訪問看護の利用の有無（訪問看護指示書）、院外調剤薬局の有無（麻薬取り扱い、無菌調整薬剤の有無等）、介護保険申請の有無

(4) 個人情報の取り扱い

研究にあたっては、個人を容易に同定できる情報は削除したり、関わりのない記述等に置き換えたりして使用します。また、研究を学会や論文などで発表するときにも、個人を特定できないようにして公表します。

(5) 研究成果について

本研究成果は、学会発表、学会雑誌、データースなどで発表します。

(6) 利益相反について

本研究は、特定の企業・団体等からの資金受けて行われたのではなく、利益相反はありません。

(7) 研究計画書等の入手又は閲覧

本研究の対象となる方は、希望される場合には、他の研究対象等の個人情報及び知的遺産保護に支障がない範囲で、本研究に関する研究計画書等の資料の入手・閲覧することができます。

(8) 利用又は提供の停止

研究対象者又は、その代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される情報の利用停止することが出来ます。停止を求める場合には、令和 4 年 9 月 30 日までに下記(9)にご連絡ください。

(9) 問い合わせ等の連絡先

東近江総合医療センター 地域医療連携室

郵便番号：〒527-8505

住所：滋賀県東近江市五智町 255 番地

電話番号：0748-22-3030 (代)

研究責任者：地域医療連携室看護師長 打越 智子